

■議案第16号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

【要旨】

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）に基づく過疎地域自立促進市町村計画については、「過疎地域自立促進計画等の変更の取扱いについて」（平成22年12月22日付け総行過第143号総務省通知）により、その変更手続きは、事業の追加又は中止、大幅な事業量の増減等計画全体に及ぼす影響が大きいものについて行い、文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないとされています。

今回の四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更は、その内容が「事業の追加」に該当するため、法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、法第6条第7項において準用する同条第4項の規定による高知県への事前協議については、昨年12月に協議書を提出し、異議がない旨の回答を得ています。

【内容】

四万十町過疎地域自立促進計画の「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項」の事業計画に、児童福祉施設として「児童館」を追加し、事業内容に「興津児童館改修事業」を追加します。

なお、この事業は、老朽化した興津児童館の建物本体の耐久性を向上するため改修工事を実施するもので、その財源として過疎対策事業債を活用するものです。

【新旧対照表】

改正後				改正前			
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (4) 事業計画（平成22年度～27年度）				5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (4) 事業計画（平成22年度～27年度）			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3) 児童 福祉施設 ・保育所 ・児童館	仁井田地区統合保育所建設工事 用地取得・実施設計・工事等	町		(3) 児童 福祉施設 ・保育所 ・児童館	仁井田地区統合保育所建設工事 用地取得・実施設計・工事等	町	
	認定こども園たのの建設工事 実施設計、工事	町			認定こども園たのの建設工事 実施設計、工事	町	
	保育所の適正配置・幼保一元化 幼稚園・保育所統合等	町			保育所の適正配置・幼保一元化 幼稚園・保育所統合等	町	
	興津児童館改修事業 改修工事	町					

【根拠法令】

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号）

～第 6 条のみ抜粋～

（過疎地域自立促進市町村計画）

第 6 条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

5 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。

6 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。

7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。